

県北広域振興局長告示第40号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成30年7月20日

県北広域振興局長 南 敏 幸

1 生活介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0313200206	小さき群の里	二戸郡一戸町奥中山字西田子1315番地1	平成30年6月30日

2 就労継続支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0313200255	障害福祉サービス事業所「ワークなかやま」	二戸郡一戸町中山字軽井沢139番地1	平成30年6月30日